

令和5年第1回三種町議会臨時会会議録

令和5年7月21日三種町議会を三種町議会議場に招集した。

一、出席した議員は、次のとおりである。

1番	畠山勝巳	2番	三浦敦
3番	高橋満	4番	平賀真
5番	成田光一	6番	遠藤勝昭
7番	児玉儀広	8番	森山大輔
9番	伊藤千作	10番	清水欣也
11番	荒谷要伸	12番	三村真
13番	小澤高道	14番	堺谷直樹
15番	加藤彦次郎		

一、欠席した議員は、次のとおりである。

なし

一、遅参した議員は、次のとおりである。

なし

一、早退した議員は、次のとおりである。

なし

一、地方自治法第121条の規定により、説明員として出席を求めた者並びに委任を受け出席した者は、次のとおりである。

町	長	田川政幸	副町長	檜森定勝	
総務課	長	工藤一嗣	企画政策課	長	加藤登美子
税務課	長	後藤一家	町民生活課	長	荒川浩幸
福祉課	長	清水真	健康推進課	長	小松仁
農林課	長	小玉賢一	商工観光交流課	長	清水秀文
建設課	長	児玉憲一	上下水道課	長	嶋田修一
琴丘支所	長	鎌田誠	山本支所	長	石井透
会計課	長	皆川和華子	教育	長	藤田良博
教育次	長	牧野誠一	農業委員会事務局	長	見上貢

一、本会議の書記及び職務のため出席した職員は、次のとおりである。

議会事務局	長	後藤芳英	議会事務局	主査	池内和人
議会事務局	主事	畠山夏海			

一、本日の会議に付した事件

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 町長の招集挨拶
- 第 4 議案第 4 2 号 工事請負契約の締結について（山本中学校法面工事）

一、議事日程第 1 号の追加 1

- 第 1 発議第 1 号 畠山勝巳議員に対する懲罰の動議
- 第 2 懲罰特別委員会の設置について
- 第 3 懲罰特別委員会委員の選任について
- 第 4 畠山勝巳議員に対する懲罰の件
- 第 5 閉会中の継続調査の件

議長 加藤彦次郎は、令和 5 年 7 月 2 1 日、出席議員が定足数に達したので、本会議を開会する旨宣告した。（午前 1 0 時 0 0 分 開会）

議 長 （ 加藤彦次郎 ）

ただいまから、令和 5 年第 1 回三種町議会臨時会を開会します。

ただいまの出席議員数は 1 5 名であり、定足数に達しています。

本日の会議を開きます。

日程第 1．会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第 1 2 4 条の規定により 3 番、高橋 満議員及び 4 番、平賀 真議員を指名します。

日程第 2．会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は本日 1 日としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（ 異議なしの声あり ）

議 長 （ 加藤彦次郎 ）

ご異議ないものと認めます。よって、会期は本日 1 日と決定しました。

本日は、議長から当局に対し、本臨時会への説明員の出席を求めています。

日程第 3．町長より招集挨拶を求めます。町長。

町 長 （ 田川政幸 ）

おはようございます。

本日、第 1 回議会臨時会を招集しましたところ、議員の皆様には何かとお忙しい中、ご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

議案審議の前の貴重なお時間を拝借し、ご挨拶を申し上げます。

さて、1 5 日の梅雨前線の影響により、県内各地が記録的な大雨に見舞われ、本町においても、三種川と鵜川川が氾濫し、家屋の浸水、農地、道路等

への被害が発生いたしました。被害に遭われました皆様には心からお見舞い申し上げます。

被災された皆様への生活支援を速やかに実施するとともに、道路や農地等への被害につきましては、現在も情報収集及び調査を行っております。今後詳細が明らかになり次第、復旧関連予算を編成し、執行してまいりますので、議員の皆様のご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

さて、本日の臨時会につきましては、山本中学校法面工事に関する請負契約の締結案を提出するため招集した次第であります。

議員の皆様にはよろしくご審議の上、ご決定を賜りますようお願い申し上げます、開会に当たっての挨拶とさせていただきます。

議長（加藤彦次郎）

以上で町長の招集挨拶を終わります。

日程第4．議案第42号「工事請負契約の締結について（山本中学校法面工事）」を議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。町長。

町長（田川政幸）

それでは、議案第42号、工事請負契約の締結議案についてご説明いたします。

本件は、山本中学校ののり面の整形、補強を行うものであり、指名競争入札を執行した結果、町内の株式会社秋田芝生代表取締役石川洋子氏と、契約金額8,558万円、工事の期限を令和6年3月29日とする工事請負契約を締結するものであります。

以上について、地方自治法及び三種町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により提案するものでありますので、議員の皆様にはよろしくご審議の上、ご決定を賜りますようお願い申し上げます、議案説明といたします。

議長（加藤彦次郎）

町長の提案理由の説明を終わります。

本件に対する質疑を行います。質疑ありませんか。1番、畠山議員。

1番（畠山勝巳）

単行議案の中で、契約金額が8,558万円とありますけれども、今回の水害の影響で、金額とか工事方法に変更とかそういうふうなものはないでしょうか。

議長（加藤彦次郎）

教育次長。

教育次長（牧野誠一）

お答えいたします。

今回の水害に関して、工事等の変更はございません。

議長（加藤彦次郎）

1番。

1 番 (畠山勝巳)

もし仮に変更とかそういうふうなことが生じた場合は、また連絡とかなんか議会のほうにあるんでしょうか。

議 長 (加藤彦次郎)

教育次長。

教育次長 (牧野誠一)

この後、今後工事に入って行くわけでございますけれども、工事に入ってしまった場合、やはり当初見込んでいなかった緊急的な措置とか工事量の増加というのがあった場合には工事費の変更が必要となりますので、再度議会のほうの議決をいただくことになることと思っております。(「了解です」の声あり)

議 長 (加藤彦次郎)

ほかにありませんか。8番、森山議員。

8 番 (森山大輔)

今、畠山議員の質問にありましたけれども、今回の水害のようなこと、そのようなときに危険が生じないように行う工事だと思いますので、今回水害を受けて特段大きな問題がなかったのであれば、まず幸いだったなと思います。

ちょっと伺いたいんですけれども、今回、主な工事内容というところで、のり面整形というのがありますけれども、たしか体育館のところの基礎の部分が大分むき出しになっていたと思うんですけれども、あの辺りはこの工事の中で土を盛り直して埋めるというか、そのように理解してよろしいでしょうか。

議 長 (加藤彦次郎)

教育次長。

教育次長 (牧野誠一)

お答えいたします。

体育館の基礎付近までの整形ということで今計画してございます。体育館の基礎の工事は、現在はこの中には入ってございません。

議 長 (加藤彦次郎)

8番。

8 番 (森山大輔)

当然基礎の工事は入っていないと思うんですけれども、むき出しになっている部分は今回の工事で土を盛ってカバーされるということで考えてよろしいでしょうか。

議 長 (加藤彦次郎)

教育次長。

教育次長 (牧野誠一)

お答えいたします。

現在の計画ですと、基礎の付近まで整形という計画でございますので、そ

こまではある程度整地されるものとなっております。

議 長 (加藤彦次郎)

8 番。

8 番 (森山大輔)

ある程度基礎がむき出しなのはなくなるというふうに考えてよろしいんでしょうかね、今のお答えからすると。

議 長 (加藤彦次郎)

教育次長。

教育次長 (牧野誠一)

お答えいたします。

建物のほうにつきましては、この後小学校として利用していく体育館でもございますので、そこら辺で、校舎、体育館等一体的な補修等を行うことになろうかと思っております。

議 長 (加藤彦次郎)

8 番。

8 番 (森山大輔)

すみません、ちょっと私の質問にお答えいただいている感じがするんですけども、もし、やっぱりあれはむき出しの状態というのはあまり好ましくないと思うので、せっかく工事をするのであれば、そこをしっかりとカバーしていただければなとまず思います。きちんと追って確認していただければと思います。

もう一つ、工事範囲、のり面全面を工事するよというふうなお話でいただいたと思うんですけども、今回、具体的に3, 777平米という数字が出てきております。これは具体的にはどこからどこまでに当たるのか教えていただけますでしょうか。

議 長 (加藤彦次郎)

教育次長。

教育次長 (牧野誠一)

お答えいたします。

まず、南側になるかと思えますけれども、校舎入り口付近の現在のむき出しになっているところから西側にかけてでございますけれども、途中、土砂災害危険特別警戒区域の境界を入れまして、そこからさらに北側に行きまして、校舎裏にあります水路等のところまでの工事で予定しております。

議 長 (加藤彦次郎)

8 番。

8 番 (森山大輔)

今のお話だと、土砂災害危険区域以外の部分に関しても工事対象として、校門の辺りからずっと学校の裏まで全面的に補強するというか植生を植えるという感じになるんですか。

議 長 (加藤彦次郎)

教育次長。

教育次長（ 牧野誠一 ）

議員おっしゃるとおりでございます。

議長（ 加藤彦次郎 ）

8番。

8番（ 森山大輔 ）

了解しました。ありがとうございます。

横のほかに縦の面も、一番のり面の下から当然上までということによろしいですか。

議長（ 加藤彦次郎 ）

教育次長。

教育次長（ 牧野誠一 ）

お答えいたします。

工事の件につきましては、これまでの全員協議会でも図面を用いましてご説明しているところでございますので、ご確認いただければなと思っております。全面でないともた、一部となりますとまた崩壊等も懸念されますので、下から上までまず全部、最終的には吹付の緑化までということでご考えているところでございます。

議長（ 加藤彦次郎 ）

8番。

8番（ 森山大輔 ）

分かりました。ありがとうございます。

あと、この工事、始まるわけですけれども、この工事によって学校運営にどのような影響が想定されるか、例えば場所の問題とか音の問題、振動の問題、あとは工事車両の通行とか、そういったものと、その想定されるものに対してどのような対応を取る計画かというところを教えてくださいませんか。

議長（ 加藤彦次郎 ）

教育次長。

教育次長（ 牧野誠一 ）

お答えいたします。

今回は大型重機等を使う予定はございませんけれども、ただ、入り口というか町道に面しているところがやはり通学路、学校への入り口になっておりますので、生徒等の登下校、それから学校への行き来等につきましては、安全対策等十分考慮してまいりたいと思っております。

あと、のり面のほうにつきましては、直接校舎のほうには今のところあまり影響はないかと思っておりますけれども、校舎内、作業員等が通行する場合には、学校との連絡等しながら安全対策を確保していきたいと思っております。

議長（ 加藤彦次郎 ）

8番。

8番 (森山大輔)

そうしますと、今の時点で、おっしゃっていただいたような登下校の安全確保であるとか作業員の通行の際の配慮で、学校運営には問題なく作業できるということは確認していただいているという理解でよろしいでしょうか。

議長 (加藤彦次郎)

教育次長。

教育次長 (牧野誠一)

今回は契約案件でございますので、実際にまだ業者のほうと詳しい打合せは今回議決いただいた後になろうと思っておりますので、今回議決いただきまして、契約に至った後に速やかにそういう面も含めて打合せをしてみたいと思っております。

議長 (加藤彦次郎)

8番。

8番 (森山大輔)

以前、統合中学校の建設のほうでもお話したんですけれども、結構今の通学している生徒の保護者の方が、やっぱりこれらの工事による学校への影響というのを気にされていらっしゃいます。当然のことだと思いますけれども、ですので、まずこの工事が始まる前に、一番最初の段階で問題ないということをしっかり確認して、計画して行っていただければと思います。

以上で質問を終わります。

議長 (加藤彦次郎)

ほかに質疑ありませんか。10番、清水議員。

10番 (清水欣也)

1個だけお聞きいたします。

役場を退職された方がおまして、その人からあそこのり面のことについてちょっとお話を伺ったことがございます。それはですね、あそこは前に一度擁壁工事をしたことがあるという、そういう話を聞きました。これも初めてですけれども、そこで、もしそうだとすれば、まずそういうことがあるのかどうかということをお伺いいたします。そういうことがあったんでしょうか。それをまずお聞きいたします。

議長 (加藤彦次郎)

教育次長。

教育次長 (牧野誠一)

お答えいたします。

あのり面の中央付近の下部のところには、土砂を止める工事を行ったものがございましたので、その部分かと思えます。全体面につきましては承知しておりませんが、いずれその部分は今回確認しております。

議長 (加藤彦次郎)

10番。

10番 (清水欣也)

その部分については、今回のこの契約する予定の工事にはその処理は入っているのでしょうか。

議長 (加藤彦次郎)

教育次長。

教育次長 (牧野誠一)

お答えいたします。

今回は、このカゴで石を積んだ部分を境にしまして、この部分につきましては今回は手はかけません。それ以外の部分については、先日説明しております工法にて対処したいと考えてございます。

議長 (加藤彦次郎)

10番。

10番 (清水欣也)

10番、終わります。

議長 (加藤彦次郎)

ほかに質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議長 (加藤彦次郎)

質疑ないものと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(なしの声あり)

議長 (加藤彦次郎)

討論ないものと認め、討論を終わります。

議案第42号「工事請負契約の締結について（山本中学校法面工事）」を採決します。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長 (加藤彦次郎)

ご異議ないものと認めます。よって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

午前10時17分 休憩

午前11時33分 再開

議長 (加藤彦次郎)

会議を再開します。

追加日程第1. 発議第1号「畠山勝巳議員に対する懲罰の動議」を議題とします。

地方自治法第117条の規定により、畠山勝巳議員の退場を求めます。

(畠山勝巳議員 退場)

議長 (加藤彦次郎)

提出者の説明を求めます。14番、堺谷直樹議員。

14番 (堺谷直樹)

それでは、提案理由を説明いたします。

7月21日の臨時会に出席されている議員は、当初予定されていた同日の議員派遣には欠席届を提出し、議長により受理されているにもかかわらず、臨時会には出席するという行為は、公務をえり好んでいるばかりか、公務をないがしろにする行為であり、さきの欠席理由についても虚偽が疑われるものであり、議員の職務に誠実であるとは言えない。

よって、三種町議会会議規則第101条(品位の尊重)に抵触しており、懲罰を求めるものである。

以上です。

議長 (加藤彦次郎)

14番、堺谷直樹議員の提出理由の説明を終わります。

畠山勝巳議員から、本件について一身上の弁明をしたいとの申出があります。

お諮りします。

これを許すことにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長 (加藤彦次郎)

ご異議ないものと認めます。よって、畠山勝巳議員の一身上の弁明を許すことに決定しました。

畠山勝巳議員の入場を許します。

(畠山勝巳議員 入場、着席)

議長 (加藤彦次郎)

畠山勝巳議員。

1番 (畠山勝巳)

そうすれば、弁明いたします。

私は、大谷地自治会の会長をしております。そして、大谷地自治会では、企画政策課からの、例えば住民共助とか自主防災組織の活動を、そういうふうな組織をつくれということではいろいろな要望がされております。大谷地自治会の場合は、今婦人会というのがありません。婦人会をいかにしてつくるかということが自主防災組織や住民共助の組織のためにすごく一つのポイントだと私は思っておりました。その婦人会をつくるための打合せを21日に予定していました。それで県の研修会の公務と重なって、どちらが大事なのかと判断して、欠席の届を出したわけです。ところが、急遽臨時議会が招集されました。それで、私としては、議員としてはどちらが大事なのかというふうなことで、婦人会との打合せをまずキャンセルしました。それで、臨時

議会のほうが重要だと判断して、向こうの会議をキャンセルしてこちらに来たわけです。そういうふうな経過で今回の議会には参加したという、こんなことでした。

以上です。

議長（加藤彦次郎）

畠山勝巳議員の退場を求めます。

（畠山勝巳議員 退場）

議長（加藤彦次郎）

これより質疑を行います。質疑ありませんか。2番、三浦議員。

2番（三浦 敦）

今弁明したわけですが、弁明にならないと思います。

議長（加藤彦次郎）

質疑なので、（「弁明にならないよ」の声あり）質疑なので。これは、発議者である堺谷議員に対する質疑ということです。

質疑ありませんか。10番、清水議員。

10番（清水欣也）

非常に難しい話ですけれども、堺谷提案者に質問します。

今の弁明は、これは成立しないんですか。つまり、この弁明は今回の議案に提出したこの理由には当たらないと、そういうお考えでしょうか。もしお考えでしたら、その理由をちょっとお聞かせいただきたい。

議長（加藤彦次郎）

堺谷議員。

14番（堺谷直樹）

本日、当初予定の議員派遣に関しましても、公務で派遣されているものがあります。どちらも公務である以上、どちらかを優先するというようなことは、私は非常に好ましくないというふうに思っております。

以上です。

議長（加藤彦次郎）

ほかに質疑ありませんか。

（なしの声あり）

議長（加藤彦次郎）

質疑ないものと認め、質疑を終わります。

追加日程第2．懲罰特別委員会の設置についてを議題とします。

お諮りします。

懲罰の議決については、会議規則第110条の規定により、委員会の付託を省略できないことになっています。

よって、本件については、6人の委員で構成する懲罰特別委員会を設置し、この特別委員会に審査を付託したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

議 長（ 加藤彦次郎 ）

ご異議ないものと認めます。よって、本件については、6人の委員で構成する懲罰特別委員会を設置し、審査を付託することに決定しました。

追加日程第3. 懲罰特別委員会委員の選任についてを議題とします。

お諮りします。

懲罰特別委員会委員については、委員会条例第6条第3項の規定により、お手元に配付しました名簿のとおり指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（ 異議なしの声あり ）

議 長（ 加藤彦次郎 ）

ご異議ないものと認めます。よって、懲罰特別委員会は、お手元に配付しました名簿のとおり選任することに決定しました。

委員会審査のため、暫時休憩します。

午前 11時41分 休 憩

午後 0時52分 再 開

議 長（ 加藤彦次郎 ）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

町長からは、災害に関する公務のため、これ以降欠席したいとの申出があり、それを許可しました。

追加日程第4. 畠山勝巳議員に対する懲罰の件を議題とします。

地方自治法第117条の規定により、畠山勝巳議員の退場を求めます。

（ 畠山勝巳議員 退場 ）

議 長（ 加藤彦次郎 ）

懲罰特別委員会より審査報告を求めます。懲罰特別委員長。9番、伊藤委員長。

懲罰特別（ 伊藤千作 ）

委員長 懲罰委員会審査報告書。

本委員会に付託された「畠山勝巳議員に対する懲罰の件」について、審査の結果、次のとおり決定したので、三種町議会会議規則第76条の規定により別紙陳謝文案を添え報告します。

1、懲罰事犯の有無について。懲罰を科すべきものと認める。

2、懲罰処分の種類及び内容。これは地方自治法にある4種類のうちから、「公開の議場における陳謝」を選びました。

3、理由。提案理由を妥当と認める。

以上であります。

議 長（ 加藤彦次郎 ）

懲罰特別委員会の審査報告を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。8番。

8番 (森山大輔)

懲罰動議に反対の立場から討論いたします。

まず、欠席理由が虚偽と疑われるとの指摘についてであります。畠山議員の弁明を聞く限りでは、虚偽の欠席理由であるとする合理的な理由が見当たりません。

次に、公務をないがしろにしているという指摘について、議員として研さんを積むための研修会と、議決を求められる臨時議会とでは、出欠の判断を変えざるを得ないことはあり得ることであり、公務をないがしろにしているとは言えないと考えます。

よって、議会の品位を尊重していないとは言えず、懲罰には当たらないものと考えます。

以上です。

議長 (加藤彦次郎)

賛成討論はありませんか。

(なしの声あり)

議長 (加藤彦次郎)

討論ないものと認め、討論を終わります。

畠山勝巳議員に対する懲罰の件を採決します。

この表決は、起立によって行います。

なお、起立しない場合は、委員長報告に反対とみなします。

本件に対する委員長報告は、委員会起草による陳謝文により、畠山勝巳議員に陳謝の懲罰を科すことです。

本件を、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長 (加藤彦次郎)

着席ください。

起立多数です。よって、畠山勝巳議員に陳謝の懲罰を科すことは可決されました。

畠山勝巳議員の入場を認めます。

(畠山勝巳議員 入場、着席)

議長 (加藤彦次郎)

畠山勝巳議員に陳謝の懲罰を科します。

これから、畠山勝巳議員に陳謝をさせます。

畠山勝巳議員には陳謝文の朗読を命じます。

畠山勝巳議員は、当職から陳謝文を受け取り、壇上で陳謝文を朗読してください。

1番 (畠山勝巳)

陳謝文。

私は、7月21日の会議において、公務をえり好むという行為を行い、議

会の品位を保持し、秩序を守るべき議員の職責に顧みて、誠に申し訳ありません。ここに深く反省し、誠意を披瀝して陳謝します。

令和5年7月21日、三種町議会議員、畠山勝巳。

議長（加藤彦次郎）

追加日程第5．閉会中の継続調査の件を議題とします。

各委員長から、委員会において審査中の事件について、会議規則第74条の規定によって、お手元に配付した申出書のとおり、閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りします。

各委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

議長（加藤彦次郎）

ご異議ないものと認めます。

よって、各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日の会議を閉じます。

これをもって、令和5年第1回三種町議会臨時会を閉会します。

午後1時00分 閉会

上記会議の次第を記載し、その相違ないことを証明するためにここに署名する。

三種町議会議長 加藤彦次郎

三種町議会議員 高橋 満

三種町議会議員 平賀 真